

被扶養者認定に必要な書類一覧

- ○印>>> 必ず提出が必要
- △印>>> 該当する人は添付が必要
- ▲印>>> 健康保険組合が必要と判断した場合に添付が必要
- (※) 必ず備考欄参照のこと
- (※) 添付書類に個人番号が記載されている場合は、黒塗りするなど必ず保護したうえで提出すること
- 【扶養認定審査上、必要に応じて他の書類の提出をお願いすることがあります】
- ※不明な点があれば健保組合まで問い合わせてください

家族の状況		提出・添付書類	同一世帯になくてもよい人							同一世帯が条件の人				備考		
			妻	夫	父 母	子		孫・兄弟姉妹		祖 父 母	甥・姪		義 父 母		伯父・叔父 伯母・叔母	
						16歳 以上	16歳 未満	16歳 以上	16歳 未満		16歳 以上	16歳 未満				
必ず提出する書類		被扶養者異動届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		世帯全員の住民票（※）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	続柄記載のもの	
		被扶養者（家族）現況届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
生計維持関係が証明されるもの	収入が0円の人	学生	△	△		△		△			△					
		学生以外 (退職後1年以上たった人)	▲	▲	▲	▲		▲		▲	△		△	△	市町村発行の収入金額が記載された証明書	
	今まで働いていた人・収入のある人	失業保険を受給しない人	○	○	○	○		○		○	○		○	○	離職票の発行に時間がかかる場合は退職日が確認できる書類	
		失業保険を受給する人	○	○	○	○		○		○	○		○	○	(退職証明・健康保険資格喪失証明書な	
		受給期間を延長する人	○	○	○	○		○		○	○		○	○	病気により延長する場合は就労不能であることの医師の証明書	
		失業保険を受給終了した人	○	○	○	○		○		○	○		○	○	「支給終了」の印字のあるもの	
		雇用保険に未加入の人	雇用保険適用外の証明（※）	○	○	○	○		○		○	○		○	○	雇用主による雇用保険未加入の証明または雇用保険料控除にない給与明細書(写)
			健康保険の資格喪失証明	○	○	○	○		○		○	○		○	○	
		現在働いている人	○	○	○	○		○		○	○		○	○	認定後、連続した3ヶ月分の給与明細	
		自営業・不動産所得のある人	○	○	○	○		○		○	○		○	○	税務署の受付印のあるもの 「直接的必要経費」一覧表参照のこと	
		自営業を廃業した人	△	△	△	△		△		△	△		△	△		
上記に加えて追加で必要となる書類	年金受給者 (公的・私的)	△	△	△			△		△	△		△	△	非課税の年金についても必要		
	配偶者を扶養とせず 他の者を扶養とする場合			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	基準額の多い方の扶養となる		
	別居の人			△	△		△	▲	△					送金額・送金者・受取者が記載された送金を証明する書類		
	親族/同一世帯者が 証明されるもの (住民票で確認できない場合など)	戸籍謄(抄)本（※）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	養父母・養子の場合 は養子縁組届でも可		
		外国人登録済証明書 婚姻受理証明など	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△			
	病気療養中の人	▲	▲	▲	▲		▲		▲	▲		▲	▲			